

消費生活 相談

高齢者の消費者トラブルが増えています！被害を防ぐには、家族や周囲の方の“見守り”が大切です

【問い合わせ】消費生活センター（産業政策課内 ☎287-0858）

全国の消費生活センター等には、高齢者の消費者被害に関する相談が多く寄せられています。今回は高齢者が被害に遭いやすい消費者トラブルを紹介します。“自分は大丈夫”と思い込まず、日頃からさまざまな消費者トラブルについて知っておきましょう。また、不審な電話や訪問を受けたときの対応やどこに相談したら良いかなど、日頃から家族で話し合っておきましょう。



【高齢者とその周りの方に気を付けてほしい消費者トラブル10選】

- ①屋根や外壁、水回りなどの「住宅修理」
- ②保険金で住宅修理できると勧誘する「保険金の申請サポート」
- ③インターネットや電話、電力・ガスの契約切替
- ④スマートフォンのトラブル
- ⑤健康食品や化粧品、医薬品などの「定期購入」
- ⑥パソコンの「サポート詐欺」
- ⑦「架空請求」や「偽メール・偽SMS」
- ⑧在宅時の突然の「訪問勧誘」や「電話勧誘」
- ⑨不安をあおる、同情や好意に付け込む勧誘
- ⑩便利でも注意「インターネット通販」



チェックが付いたら要注意！高齢者の“見守り”にご協力を！

次のチェックリストを参考に、高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう。

【周囲の様子について】

- 家に見慣れない人が出入りしている。
- 不審な電話のやりとりがある。
- 家に見慣れない物や未使用の物が増えている。
- 見積書や契約書などの不審な書類や名刺などがある。
- 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡がある。
- カレンダー等に見慣れない事業者名などの書き込みがある。

【本人の様子について】

- 定期的にお金をどこかに支払っている形跡がある。
- 生活費が不足したり、お金の困っていたりする。
- 判断能力に不安を感じる。



トラブルに遭ったらすぐに相談を！

困ったときや不安を感じた場合は、一人で悩まずに、すぐに消費生活センター（☎287-0858）や消費者ホットライン（☎188）へ相談しましょう。

（☎231局2383）
0570・0511
165）、水戸北年金事務所
ねんきんダイヤル（☎

■問い合わせ

▽保険料の免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされるため、早めの追納をお勧めします。なお、令和5年度中に追納する際の保険料は、下表のとおりです。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成25年度の月分	1万5,220円	1万1,420円	7,610円	3,810円
平成26年度の月分	1万5,370円	1万1,530円	7,680円	3,840円
平成27年度の月分	1万5,700円	1万1,770円	7,840円	3,930円
平成28年度の月分	1万6,360円	1万2,260円	8,180円	4,080円
平成29年度の月分	1万6,570円	1万2,430円	8,280円	4,140円
平成30年度の月分	1万6,410円	1万2,300円	8,200円	4,100円
令和元年度の月分	1万6,460円	1万2,350円	8,220円	4,110円
令和2年度の月分	1万6,570円	1万2,420円	8,290円	4,140円
令和3年度の月分	1万6,610円※	1万2,460円※	8,300円※	4,150円※
令和4年度の月分	1万6,590円※	1万2,440円※	8,290円※	4,150円※

※追納加算額はありません。

国民年金 だより 「追納制度」



老齢基礎年金の年金額を計算する際、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。納付した保険料は社会保険料控除となるため、所得税・住民税が軽減されます。

■追納する際の注意点

- ▽追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間（例えば、令和5年4月分の免除等分については令和15年4月未まで）に限ります。
- ▽納付は原則として、免除等の承認を受けた期間のうち、古い期間からの納付となります。